

## 平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

**提出期限**  
できるだけ速やかに  
ご提出ください

提出年月日 平成 年 月 日

\*\*1234 567890 8850\*\*  
98765 43210 12345

### A 受給者

氏名	ネンキン タロウ	印	本人障害 <small>(該当なしの場合は記入不要)</small>	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号			寡婦・寡夫 <small>(該当なしの場合は記入不要)</small>	1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫 <small>(女性) (男性)</small>
生年月日	昭和 25年 11月 30日		本人所得 <small>(該当なしの場合は記入不要)</small>	年間所得の見積額が <b>900万円を 超える</b> 場合は右の欄に✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/>

### B 控除対象となる配偶者

	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	配偶者の区分	配偶者障害 <small>該当なしの場合は記入不要</small>	同居・別居 の区分
氏名	フリガナ 氏	配偶者の収入が年金のみで、 ・65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 ・65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方 は右の欄に✓してください。  上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。	1. 普通障害	1. 同居
続柄	1. 夫 2. 妻		2. 特別障害	2. 別居
生年月日	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	万円	配偶者老人区分 (2人) 配偶者の見積額が38万円以下 かつ70歳以上の場合に該当	

### C 扶養親族等

	控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※	続柄	生年月日 種別	障害 <small>該当なしの場合は記入不要</small>	同居・別居 の区分	年間所得 の見積額
氏名	フリガナ 氏	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超

#### (1) 普通障害・特別障害

所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または控除対象となる配偶者もしくは扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C、愛の手帳の3～4度の方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA、A1、A2、愛の手帳の1～2度の方）
③	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法の特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。

なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

(2) 寡婦・特別寡婦・寡夫

所得税法上の「寡婦」(女性)、「特別寡婦」(女性)、「寡夫」(男性)とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に再婚をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	特別寡婦
	扶養親族(子以外)がいる	死別・離婚・生死不明	500万円超	寡婦
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子 <sup>(※)</sup> がいる		要件なし	
	扶養親族や生計を一にする子がない	死別・生死不明	500万円以下	
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子 <sup>(※)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	寡夫

※「子」は、他の方の控除対象となる配偶者(同生計配偶者)または扶養親族とされていない方に限られます。

(3) 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する生計同一配偶者

「源泉控除対象配偶者」とは、受給者本人(平成30年中の合計所得の見積額が900万円以下の方に限ります。)と生計を一にする配偶者(法律婚に限ります。)で、所得のない方または平成30年中の合計所得の見積額が85万円以下の方のことをいいます。

「障害者に該当する生計同一配偶者」とは、受給者本人と生計を一にする、障害者に該当する(上記(1)を参照してください。)配偶者で、所得のない方または平成30年中の合計所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

平成30年分扶養親族等申告書の「本人所得」と「配偶者の区分」に記入された内容によって判断されます。

(4) 老人控除対象配偶者

「老人控除対象配偶者」に該当する方は、源泉控除対象配偶者（上記（3）を参照ください。）のうち、所得のない方または平成30年中の合計所得の見積額が38万円以下で、昭和24年1月1日以前に生まれた方です。

平成30年分扶養親族等申告書の「配偶者区分」において、記載された年金収入以下であるとしてチェックいただいた方または、0～38万円以下の所得見積金額を記入いただいた方で、昭和24年1月1日以前に生まれた配偶者が該当します。

(5) 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

「控除対象扶養親族（16歳以上）」は、扶養親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方で、所得のない方または平成30年中の合計所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

「扶養親族（16歳未満）」は、扶養親族のうち、平成15年1月2日以降に生まれた方で、所得のない方または平成30年中の合計所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。

※「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(6) 特定扶養親族

「特定扶養親族」は平成8年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた方です。

(7) 老人扶養親族

「老人扶養親族」は昭和24年1月1日以前に生まれた方です。